

改定茨城県感染症予防計画（案）の概要

計画の趣旨

- 感染症法第10条の規定に基づく『感染症の予防のための施策の実施に関する計画』（法定計画）。
※改正同法第14条の規定に基づく保健所設置市（水戸市）が定める同計画について、必要な事項を本計画に包含して定める。
- 第2次茨城県総合計画に掲げる『「新しい茨城」づくり』に向けて、新型コロナウイルス感染症への対応から得られた教訓を生かし、県民の命と健康を守るために、感染症の発生予防やまん延防止を図るとともに、新たな感染症など未曾有の危機において適切な対応ができるよう、平時から体制を構築。

計画の期間

2024年度～2029年度（6年間）（3年ごとに中間見直し）

※併せて、「第8次茨城県保健医療計画（案）」（新興感染症発生・まん延時における医療 等）などの諸計画と整合を図りながら、検証等を実施。

改定のポイント

1) 基本的な考え方

- ・コロナ禍で培った各種対策等の伝承
- ・個々の感染症対策の継続、充実強化
- ・幅広い関係者の連携

感染症対策の一層の充実

2) 医療提供体制の強化

- 改正感染症法に基づく「医療措置協定」の新設
※新興感染症を見据えた医療提供体制の数値目標を設定
- 第2種感染症指定医療機関の見直し
- 宿泊療養施設の確保、外出自粛対象者の療養生活の環境整備
などに関する章立てを新設・充実

3) 保健所及び衛生研究所の強化

- 研修・研究の充実、外部連携・ICT活用などによる、保健所及び衛生研究所の体制の強化に関する章立てを新設・充実
- クラスター対策の横断的連携による、院内・施設内等での感染対策徹底、感染症発生・まん延の防止

4) 県民の理解醸成

- 感染症に関する啓発及び知識の普及、人権の尊重

（参考）計画の全体像

※各番号：計画（案）の各章

